

平成30年5月18日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 森畑 孝大

参事役 岩井 清和

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁(平成29年度下半期分)について

平成29年度下半期(平成29年10月～平成30年3月)に行った職員の制裁処分(戒告)を公表します。

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。なお、制裁処分のうち、個別に公表していない戒告処分については、原則半期ごとに、一括して公表することとしています。

事案	被処分者(※)	制裁内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	所属 掛川年金事務所 役職 室長(50代 男性)	戒告	(平成29年) 11月28日	年金給付関係届書等の処理を遅延させていたもの
2	所属 八幡年金事務所 職種 一般職(40代 女性)	戒告	11月28日	年金給付関係届書等の処理を遅延させていたもの

※ 被処分者の所属、役職・職種及び年齢は行為時のもの

以 上